

# 宮城教育大学同窓会会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

本会は、宮城教育大学同窓会と称する。

### 第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦と研修を図り、広く教育と文化の振興・発展に寄与することを目的とする。

### 第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び会報の発行
- (2) 教育・文化の事業の主催及び助成
- (3) 大学の発展を支援する事業
- (4) その他必要と認められる事業

### 第4条 (支部)

本会で必要と認めるときは、支部を設けることができる。

## 第2章 会 員

### 第5条 (会員)

本会の会員は、次の資格を有する者とする。

- (1) 正会員 宮城教育大学卒業生及び修了者、宮城教育大学在学学生、同大学院生
- (2) 特別会員
  - ・宮城教育大学専任教員、元教員
  - ・宮城教育大学職員、元職員
  - ・前項以外で、理事会の推薦により総会の議決を経たもの

## 第3章 役 員

### 第6条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- (1) 会長；1名
- (2) 副会長；若干名
- (3) 事務局長；1名（常任理事より選出）
- (4) 常任理事；20名
- (5) 理事；卒業年度代表、大学代表、学生代表
- (6) 会計；若干名常任理事から選出
- (7) 監事；2名

### 第7条 (組織)

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- (3) 事務局長は事務局を統括し、事務局を運営する。
- (4) 常任理事は事務局を構成する。
- (5) 理事は、理事会に属する事項を処理し、会員の代理として本会の運営に当たる。
- (6) 監事は、本会の会計を監査する。

#### 第 8 条（役員選出）

理事及び監事は総会の承認を得るものとする。

- (1) 会長は宮城教育大学学長の職にあるものがあたる。
- (2) 副会長、常任理事は理事会で選出する。
- (3) 事務局長は、理事会にはかつて会長が委嘱する。

#### 第 9 条(任期)

副会長、事務局長、理事、及び監事の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 4 章 会議及び事務局

#### 第 10 条（総会）

- (1) 通常総会は、年 1 回 8 月に開き、本会の運営に関する重要事項を審議決定する。
  - ・事業計画並びに予算案に関する事項
  - ・前年度事業計画並びに決算案に関する事項
  - ・役員承認に関する事項
  - ・その他、会長の必要と認めた事項
- (2) 総会の議決は出席者の過半数の賛成をもって成立する。

ただし、会則の改廃については出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立とする。
- (3) 理事会において必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

#### 第 11 条（理事会）

理事会は、会長、副会長、事務局長及び理事をもって構成し、会務の執行に関する必要事項を審議決定する。

- (1) 理事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。
  - ・総会への提案事項
  - ・会務運営に関する事項
  - ・その他必要な事項
- (2) 理事会の議決は出席者の過半数の賛成をもって成立とする。

ただし、会則の改廃については出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって総会へ諮るものとする。

#### 第 12 条（事務局）

- (1) 本会に事務局をおく。
- (2) 事務局は、本会の事務の処理及び事業の実施にあたる。

#### 第 13 条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

#### 第 14 条（会費）

正会員は、入会にあたって、会費金 8,000 円納入するものとする。  
ただし、名簿その他臨時に要する費用は、その都度徴収する。

## 第 15 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 5 章 雑 則

### 第 16 条

支部に関する規約は、当該支部で定める。ただし、理事会の承認を得るものとする。

## 第 6 章 附 則

1. 本会会則は、平成5年8月21日より施行する。
2. 本会の設立年月日は、昭和63年2月20日とする。
3. 会長・事務局長（会計担当）は、次のとおりとする。

会長 仙台市青葉区荒巻字青葉 149 村松隆

事務局長（会計担当） 仙台市青葉区荒巻字青葉 149 沼倉学

4. 平成 21 年 8 月 7 日 一部修正
5. 平成 26 年 6 月 16 日 一部修正
6. 平成 30 年 5 月 9 日 一部修正
7. 令和 2 年 8 月 21 日 一部修正